

保 国 発 0216 第 1 号
令 和 8 年 2 月 16 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の
喪失確認処理に係る取扱いについて」の一部改正について（通知）

国民健康保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご
尽力を賜り熱く御礼申し上げます。

「資格重複状況結果一覧」を活用した職権による資格喪失処理については、
「「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認
処理に係る取扱いについて」（令和 4 年 11 月 29 日付け保国発第 1 号厚生労働省
保険局国民健康保険課長通知。以下「課長通知」という。）によりお示ししてい
るところですが、今般、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和
7 年 12 月 23 日閣議決定）において、「国民健康保険の事務における他の医療保
険との資格重複情報を用いた職権による被保険者資格の喪失処理については、
市区町村の負担を軽減する観点から、資格喪失対象者への資格喪失届の提出を
求める勧奨文書の送付要件等の見直しを行い、市区町村に令和 7 年度中に通知
する。」とされたことを踏まえ、課長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正
することとしましたので、その旨了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）に
周知いただくとともに、その円滑な運用について引き続き御配慮願います。